

愛知県からのお知らせ

緊急事態措置の延長に伴う「愛知県感染防止対策協力金【大規模施設等営業時間短縮要請枠】(6/1～6/20 実施分)」の実施概要について

愛知県は、緊急事態措置の延長に伴い、大規模施設やテナント事業者等に対し、6月1日(火)から6月20日(日)までを対象期間とする「愛知県感染防止対策協力金【大規模施設等営業時間短縮要請枠】(6/1～6/20 実施分)」を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の休業要請及び営業時間短縮要請に応じた大規模施設、テナント事業者等に対し、「愛知県感染防止対策協力金【大規模施設等営業時間短縮要請枠】」を実施します。

2 対象期間・交付額等(予定)

対象期間	2021年6月1日(水)から6月20日(月)まで【20日間】	
対象エリア	愛知県内全域	
対象事業者	大規模施設	テナント・出店者
	特措法24条9項に基づく休業又は営業時間短縮要請を受けた1,000㎡超の施設を運営する事業者(大企業も含む)	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業者等
交付額	自己利用部分面積 ⁽¹⁾ 1,000㎡毎に20万円/日 (営業時間短縮の場合は、これに「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた額) ※テナント数等に応じた追加支給等 ⁽²⁾⁽³⁾ あり	店舗等面積100㎡毎に2万円/日 (営業時間短縮の場合は、これに「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた額)

※非飲食業カラオケ事業者(1,000㎡以下のもの)⁽⁴⁾は国が定めた規定による

＜注釈＞

(1) 自己利用部分面積

大規模施設の運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供し、休業又は営業時間短縮を行っている部分の面積で、以下のものを除く面積。

- ・テナントや生活必需品の販売等を行う店舗等
- ・サービス等の提供を直接的に行っていない部分（階段、エスカレーター、エレベーター、連絡通路、休憩室、トイレ、駐車場、事務室等を除く部分（大規模小売店舗立地法の店舗面積の考え方による））

(2) テナント数に応じた追加支給

テナント等が 10 店舗以上存在する大規模施設は、以下の追加支給あり。

テナント等の数×2 千円／日

（営業時間短縮の場合は、これに「短縮した時間／本来の営業時間」を乗じた額）

(3) 映画館の場合の追加支給

大規模施設である映画館の映画館運営事業者又は映画配給会社は、以下の追加支給あり。

常設のスクリーンの数×2 万円／日

（営業時間短縮の場合は、これに「時短により上映できなかった映画の回数／時短がなければ上映する予定であった映画の回数」を乗じた額）

(4) 非飲食業カラオケ事業者（1,000 m²以下のカラオケ店）の場合の追加支給

飲食業の営業許可を受けていない 1,000 m²以下のカラオケ店は、2 万円／日を交付。

3 申請受付の方法・期間

申請方法及び申請期間については、現在調整中です。詳細が決まりましたら、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイトでお知らせします。

4 問合せ先

休業・営業時間短縮要請、「愛知県感染防止対策協力金【大規模施設等営業時間短縮要請枠】(6/1～6/20 実施分)」等については、県民相談総合窓口（コールセンター）までお問い合わせください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）